

（基本的な考え方）

シルバー人材センターの業務拡大は、自治事務として都道府県知事が行うが、参考として要件を満たす場合の判断基準の例を示す。（なお、以下の指標については、例示であって全て同じ指標を用いる必要は無い。）

高齢者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれること。

要件1

※ ◎については、特に参考としていただきたい項目。

部会で示した項目	提示案
① <u>地域の高齢化の状況</u> （年齢別、職業別、労働力人口、就業率等） ② <u>地域のシルバー人材センターの活動状況</u> （会員数、職業別受注件数等）	次の①から③の状況等を、総合的に踏まえて、シルバー人材センターの業務の拡大が、高齢者の就業機会の確保を図ることに相当程度寄与することが見込まれることを確認する。 ① <u>地域の高齢者の就業ニーズ</u> （参考指標） ◎高齢者の就業希望者数 ○高齢者の就業意欲 ○高齢者の労働力人口・労働力率 ○高齢者の就業人口・就業率 （活用例） 対象地域において指定しようとする業種、職種に係るこれらの指標の値やその推移から、対象地域の高齢者（60歳以上）の就業ニーズが高い又は今後高まることを確認する。 ② <u>地域の高齢者に対する労働力需要</u> （参考指標） ◎高齢者の有効求人倍率 ○求人充足率 ○求人数 （活用例） 対象地域において指定しようとする業種、職種に係るこれらの指標の値やその推移から、高齢者に対する労働力需要が高い又は今後高まることを確認する。 ③ <u>事業の実施見込み</u> （参考指標） ◎該当シルバー人材センターの会員数 ◎シルバー人材センターが把握している会員の就業ニーズ及び発注者のニーズ （活用例） 対象地域において指定しようとする業種、職種に係るこれらの指標の値やその推移から、これらの分野についてシルバー人材センターが行う労働者派遣事業又は職業紹介事業の活用が見込まれることを確認する。

要件2

業務等を拡大する地域で同種の事業を営む事業者の利益を不当に害することがないと認められること。
※ ◎については、特に参考としていただきたい項目。

部会で示した項目	提示案
① 派遣事業者の活動を示す指標 (派遣事業者の数、要件緩和を行おうとする職業における派遣先数等) ② 地域の関係者の意見	次の①及び②の状況等を総合的に踏まえて、シルバー人材センターの業務等の拡大によって、地域の労働者派遣事業者・職業紹介事業者等の利益を不当に害することがないと認められることを確認する。 ① 地域の労働者派遣事業者、職業紹介事業者等の活動状況 (参考指標) ◎地域の労働者派遣事業者、職業紹介事業者等の事業実績 ○地域の労働者派遣事業者、職業紹介事業者等の数 (活用例) 対象地域において指定しようとする業種、職種に係るこれらの指標の値やその推移、あるいはそれらを地域の高齢者の就業ニーズや発注者のニーズと対比することから、これらの分野についてシルバー人材センターが労働者派遣事業、職業紹介事業の業務を拡大したとしても、地域の労働者派遣事業者、職業紹介事業者等の利益を不当に害する恐れがないと認められることを確認する。 ② 地域の関係者の意見 (活用例) 対象地域において地域の労働者派遣事業者、職業紹介事業者等若しくはそれらを代表する者等が、指定しようとする業種、職種についてシルバー人材センターが業務を拡大したとしても、当該事業者の利益を不当に害する恐れがあるものとの合理的な意見の表明がなされていないこと。

要件3

業務等を拡大する地域で労働者の雇用の機会又は労働条件に著しい影響を与えることがないと認められること。
 ※ ◎については、特に参考としていただきたい項目。

部会で示した項目	提示案
① 要件緩和を行おうとする職業の当該地域の求人の動向 (求人数、有効求人倍率、求人充足数等) ② 要件緩和を行おうとする職業の当該地域の求職者の動向 (年齢別、職業別の求職者数等)	次の①及び②の状況等を総合的に踏まえて、シルバー人材センターの業務等の拡大によって、会員以外の地域の労働者の雇用の機会又は労働条件に著しい影響を与えることがないと認められることを確認する。 ① 地域の雇用失業情勢 (参考指標) ◎若・中年労働者に係る有効求人倍率 ◎若・中年求職者に係る就職率 (活用例) 対象地域において指定しようとする業種、職種に係るこれらの指標の値やその推移、あるいはそれらを高齢者の状況と対比することから、シルバー人材センターが業務を拡大することにより、若・中年労働者に係る労働条件が、高齢者のそれに比べて著しく低下するなど不利な状況になる見込みが無いことを確認する。 ② 地域の関係者の意見 (活用例) 対象地域において地域の労働者を代表する者が、シルバー人材センターが業務を拡大することにより、若・中年労働者に係る雇用の機会又は労働条件に著しい悪影響をおよぼす恐れがあるものとの合理的な意見の表明がなされていないこと。